

○厚生労働省告示第百七十九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号に規定する講習会として、平成二十三年五月十三日、次の表上欄に掲げる者が下欄に掲げる期間に実施する講習会を登録したので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月九日

厚生労働大臣 細川 律夫

実施者の名称及び主たる事務所の所在地	実施期間
社団法人日本食品衛生協会 東京都渋谷区神宮前二丁目六番一号	平成二十三年七月十八日から平成二十三年九月二日まで
社団法人日本食肉加工協会 東京都渋谷区恵比寿一丁目五番六号	
日本食品添加物協会 東京都中央区日本橋堀留町一丁目三番九号	